

生駒市条例第 36 号

生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 職員（前 2 号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。